

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第3条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務の責任者及び当該事務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、これらを変更するときも同様とする。

2 乙は、責任者に、従事者がこの特記事項に基づき個人情報を適正に取り扱うよう監督させなければならない。

（秘密の保持）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、責任者及び従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、これらの者から秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（教育の実施）

第5条 乙は、責任者及び従事者に対し、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図り、この特記事項において従事者が遵守すべき事項その他契約による事務の履行に必要な事項について教育及び研修を実施しなければならない。

（派遣労働者）

第6条 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせるときは、労働者派遣契約書に個人情報の適切な取扱いに関する事項及び第4条第1項に規定する秘密保持義務を明記しなければならない。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の取扱い及びその行為の結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約により個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報を取り扱う事務を再委託しようとするとき又は再委託の契約内容を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報に係る安全管理措置の内容（契約書等に規定されたものの写しを添付）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理措置について具体的に規定しなければならない。

4 乙は、再委託したときは、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱い及びその行為により生じた結果について責任を負うものとする。

5 乙は、再委託したときは、再委託の相手方の履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由があると甲が認める場合には、第2項中の「再委託の契約内容を変更しようとするとき」に該当するものとして、同項に規定する書面に代え、次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報に係る安全管理措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

7 乙は、再々委託したときは、甲に対して、再々委託の相手方による個人情報の取扱い及びその行為により生じた結果について責任を負うものとする。

（収集の制限）

第8条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第9条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(個人情報の安全管理)

第11条 乙は、この契約による事務に関して取り扱う個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を甲から引き渡されたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出るとともに、甲が承諾した場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

4 乙は、個人情報が記録された書類又は電子媒体を持ち出して移送（電子データの送信を含む。以下同じ。）するときは、個人情報の漏えい等の防止の措置を講ずるものとし、移送の方法を、あらかじめ甲に届け出なければならない。甲が移送の方法を指示したときは、その指示に従うものとする。

5 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

6 乙は、作業場所においてこの契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

7 乙は、この契約による事務を処理するために、私用パソコンや私用記録媒体その他私用物等を使用してはならない。

8 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれのあるソフトウェアをインストールしてはならない。

9 乙は、個人情報を金庫、施錠可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

10 乙は、個人情報を電子データとして保有するときは、暗号化処理又はパスワードの設定等を行い、データへアクセスできる者を制限し、不正なアクセスをから保護するなど情報漏えい等を防止するための措置を講じなければならない。

11 乙は、個人情報を電子データで保管するときは、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管情報並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

12 乙は、個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、保管、持出し、複写又は複製、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

13 乙は、個人情報の取扱いに係る安全管理措置の状況について定期的に点検を実施し、甲の求めに応じて、当該点検の結果を甲に報告するものとする。

(資料等の返還、廃棄又は消去)

第12条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成

した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還するか、又は廃棄若しくは消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄又は消去する場合は、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。
- 3 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
（事故発生時の対応）

第13条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生又は発生のおそれのある場所、発生又は発生のおそれの状況等を、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、前項の漏えい等が生じ又は生じるおそれがある場合には、速やかに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な応急措置を講ずるとともに、事実関係を調査し、甲の指示に基づいて、事実関係を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（報告及び調査等）

第14条 甲は、乙に対し、この契約による事務に伴う個人情報の取扱状況について、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか確認するため必要があると認めるときは、実地の監査又は立入調査を行うことができるものとする。

- 2 乙は、甲から、この契約による事務に伴う個人情報の取扱状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 3 乙は、この契約による事務に伴う個人情報の取扱いについて甲から改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさないときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被ったときであっても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第16条 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被ったときには、甲にその損害を賠償しなければならない。